

福岡県公報

平成24年2月20日
第3365号

目次

告示(第219号-第228号)

- 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 (環境保全課) …………… 1
- 化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 4
- 窒素含有量に係る総量規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 4
- りん含有量に係る総量規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 5
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) …………… 8

告示

福岡県告示第219号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を次のように定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年2月20日

福岡県知事 小川 洋

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(福岡県)

この総量削減計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3等の規定

に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項に規定する区域のうち福岡県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号ヲに掲げる区域について、平成23年6月15日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成26年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量(トン/日)	(参考) 平成21年度における量(トン/日)
生活排水	6	5
産業排水	9	4
その他	2	2
合計	17	11

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量(トン/日)	(参考) 平成21年度における量(トン/日)
生活排水	6	4
産業排水	14	7
その他	4	4
合計	24	15

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量(トン/日)	(参考) 平成21年度における量(トン/日)
生活排水	0.3	0.2

産業排水	0.3	0.2
その他	0.2	0.1
合計	0.8	0.5

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活系排水対策

削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、生活系発生源の占める割合が大きいことから、市町村と協力して生活排水対策の計画的な推進に努めなければならない。

このため、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、生活排水処理の高度化、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を一層推進することにより、削減目標量の達成を図る。

ア 下水道の整備

下水道の整備については、社会資本整備重点計画及び福岡県汚水処理構想との整合を図りながら、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図る。

下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を推進する。

合流式下水道については、合流式下水道の効率的な改善を行うための調査・研究を推進するとともに、雨水滞水池の整備、分流化の整備、雨水浸透施設の設置、遮水管の能力増強、雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置、沈砂池のドライ化等計画的な改善を図る。

表4 下水道整備計画

年度	行政人口(千人)	処理人口(千人)
26	1,198	1,026

※処理人口は、実処理人口を示す。

イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備

浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラントについ

ては、福岡県汚水処理構想との整合を図りつつ、目標年度までに表5に掲げる処理人口を目標としてその整備を促進するとともに、水洗化・生活排水処理の促進を図る。

浄化槽については、浄化槽設置整備事業の活用等により、浄化槽の整備を促進するとともに、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備、促進を図る。

漁業集落排水施設については、漁港背後の漁業集落において、その整備、促進を図る。

コミュニティプラントについては、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備、促進を図る。

なお、浄化槽については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、福岡県浄化槽法施行細則(昭和60年福岡県規則第51号)、福岡県浄化槽事務取扱要領(昭和60年10月14日60整第601号衛生部長通知)、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(平成6年規則第13号)等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努める。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、処理施設の維持管理の徹底及び改善等により、排水水質の安定及び向上に努める。

表5 処理形態別汚水処理人口

年度	処理形態	処理人口(千人)
26	浄化槽	90
	農業集落排水施設	13
	漁業集落排水施設	0*
	コミュニティプラント	0

※処理人口は、実処理人口を示す。

*漁業集落排水施設の処理人口は、500人未満。

ウ その他の生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び福岡県生活排水対策要綱に基づき、関係市町村と協力し、^{ちゅうかい}厨芥の流出防止、食用廃油の適正処理等の家庭内排水対策についての啓発、普及を推進する。

また、特に対策が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、生活排水対策に計画的、総合的に取り組む。

(2) 産業系排水対策

産業排水については、総量規制基準の設定及びこれに基づく事業場立入検査の実施等により、事業場の総量削減を推進し、削減目標量の達成を図る。

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量削減のために採られた措置等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図る。

特に、新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入等が可能であるため、特別の総量規制基準を設定することにより、削減目標量の達成を図る。

なお、総量規制基準に係るCc等の値は、環境大臣が定めた化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第134号）、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第135号）及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第136号）により設定することとし、一部の業種については、製造工程等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

特定事業場のうち、総量規制基準が適用されない工場・事業場については、汚水等の処理の方法等に関し、報告の徴収及び立入検査を実施し、福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領、北九州市小規模事業場排水水質改善指導要領等に基づき必要な指導等を行うことにより削減目標量の達成を図る。

また、その他の事業場等については、適宜必要な調査を実施することにより排

出水の特性等実態の把握に努めるとともに、必要に応じ指導、助言等を行う。

(3) その他の発生源に係る対策

その他の発生源である農地、畜産及び養殖漁場については、それぞれ次の施策を推進し、削減目標量の達成を図る。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）、環境と調和のとれた農業生産活動規範（平成17年農林水産省）、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成18年11月福岡県）等に基づき、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定、減農薬・減化学肥料栽培認定制度、施肥量の適正化、有機質肥料の利用による化学肥料の低減等により、環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進し、肥料施用量の低減を図る。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（平成21年3月福岡県）等に基づき、家畜排せつ物処理施設の整備、指導體制の整備等により、家畜排せつ物の適正な処理を推進する。

また、耕畜連携の強化による良質堆肥の安定供給を推進する。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講ずる。

3 その他削減目標量の達成に関し必要な事項

(1) 人工海浜、干潟・藻場の造成・保全

響灘・周防灘（豊前海）に残された干潟・藻場を保全するとともに、豊前海において、生態系に配慮しつつ、砂浜、干潟・藻場の造成等を盛り込んだ事業を推進する。

また、護岸整備等を行う際は、環境保全に配慮する。

(2) 水質改善に資する養殖等の取組の推進

水質改善に資する取組として、海域中の自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖、アサリの移植等を推進するとともに、漁業について、漁獲量の管理、資源回復計画、魚介類の生育に適した住み場や餌場の造成などにより、漁場生産力の向上や水産資源の増大を図り、水産生物の安定的な漁獲を推進する。

(3) 河川及び海域の環境整備

河川及び海域の環境を改善するため、必要に応じ、次の事業を推進する。

ア 河川及び沿岸部の汚泥のしゅんせつ

イ 河川の流量確保

ウ 沖合漁場の覆砂

エ その他河川、沿岸等の環境の保全に関する事業

(4) 里海づくりの推進

人の手を適切に加えることにより生物多様性及び生物生産性が高まった里海をめざし、里海の内容や重要性について啓発を図る。

(5) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び瀬戸内海水域へ流入する汚濁負荷量の状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、河川等公共用水域の水質監視、工場・事業場に対する立入検査等の実施による総量規制基準の遵守状況の監視及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図る。

(6) 教育、啓発等

水質総量削減の目標を達成するためには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、水質総量削減の趣旨及び内容について、自治体の広報紙等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図る。

事業者に対しては、各種の講習会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び削減目標量の達成のための努力と協力を要請する。

県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践及び一般ごみの不法投棄の防止等に努めるよう広く啓発等を行う。

児童、生徒に対しては、学校教育等の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及及び啓発に努める。

(7) 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、必要な排水処理技術の調査研究及び普及に努める。

(8) 中小企業の助成措置等

中小企業等が行う水質汚濁防止のための施設等の整備については、融資制度の周知に努める。

福岡県告示第220号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成19年6月福岡県告示第1208号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月20日

福岡県知事 小川 洋

別表3の5の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表の204の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表の205の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

福岡県告示第221号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、窒素含有量に係る総量規制基準（平成19年6月福岡県告示第1209号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月20日

福岡県知事 小川 洋

別表2の5の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表の204の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表の205の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造

業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

福岡県告示第222号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、りん含有量に係る総量規制基準（平成19年6月福岡県告示第1210号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月20日

福岡県知事 小川 洋

別表2の5の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表の204の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表の205の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

福岡県告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年2月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
津古(b)	小郡市津古（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津古(d)	小郡市津古（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津古(a)	小郡市津古（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

津古(c)	小郡市津古（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津古(e)	小郡市津古（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三沢(b)	小郡市三沢及び津古（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三沢(a)	小郡市三沢（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三沢(c)	小郡市三沢（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三沢(d)	小郡市三沢（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三国ヶ丘	小郡市三国が丘7丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
横隈(a)	小郡市横隈（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
苺又(i)	小郡市三沢（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
苺又(f)	小郡市三沢（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
苺又(e)	小郡市三沢（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
苺又(d)	小郡市三沢（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
苺又(c)	小郡市三沢及び希みが丘2丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
苺又(b)	小郡市三沢（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
希みが丘(a)	小郡市希みが丘3丁目（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
希みが丘(b)	小郡市希みが丘3丁目（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
希みが丘(c)	小郡市希みが丘3丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から20までは、省略し、その図面を小郡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年2月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
津古 (b)	小郡市津古 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
津古 (d)	小郡市津古 (別紙図面 2 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり
津古 (a)	小郡市津古 (別紙図面 3 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 3 に記載する表のとおり
津古 (c)	小郡市津古 (別紙図面 4 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり
津古 (e)	小郡市津古 (別紙図面 5 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 5 に記載する表のとおり
三沢 (b)	小郡市三沢及び津古 (別紙図面 6 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 6 に記載する表のとおり
三沢 (a)	小郡市三沢 (別紙図面 7 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 7 に記載する表のとおり
三沢 (c)	小郡市三沢 (別紙図面 8 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 8 に記載する表のとおり

三沢 (d)	小郡市三沢 (別紙図面 9 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 9 に記載する表のとおり
三国ヶ丘	小郡市三国が丘 7 丁目 (別紙図面 10 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 10 に記載する表のとおり
横隈 (a)	小郡市横隈 (別紙図面 11 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 11 に記載する表のとおり
苅又 (j)	小郡市三沢 (別紙図面 12 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 12 に記載する表のとおり
苅又 (f)	小郡市三沢 (別紙図面 13 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 13 に記載する表のとおり
苅又 (e)	小郡市三沢 (別紙図面 14 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 14 に記載する表のとおり
苅又 (d)	小郡市三沢 (別紙図面 15 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 15 に記載する表のとおり
苅又 (c)	小郡市三沢及び希みが丘 2 丁目 (別紙図面 16 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 16 に記載する表のとおり
苅又 (b)	小郡市三沢 (別紙図面 17 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 17 に記載する表のとおり
希みが丘 (a)	小郡市希みが丘 3 丁目 (別紙図面 18 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 18 に記載する表のとおり
希みが丘 (b)	小郡市希みが丘 3 丁目 (別紙図面 19 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 19 に記載する表のとおり

希みが丘(c)	小郡市希みが丘3丁目(別紙図面20に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
---------	-----------------------------	---------	------------------

備考 別紙図面1から20までは、省略し、その図面を小郡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第225号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年1月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人障がい者より良い暮らしネット

(2) 代表者の氏名

服部 美江子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区百道浜4丁目2番1-906号

(4) 定款に記載された目的

この法人は市民の障害に対する偏見や恐れを軽減し、正しい理解と支援を促し、障害者の安心・安全・尊厳が守られた自立した暮らしと、地域社会との共生が実現する社会をつくる活動を行い、もって公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第226号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成24年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年1月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本アジアハラール協会

(2) 代表者の氏名

DANARDONO DWI ANTONO

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区茶山6丁目13番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本国内の企業の製品・サービスにハラール(イスラム法に従って「許された」の意)認証を発行する事業を行い、国内の経済の活性化および日本に渡航・滞在するイスラム教徒の利便に寄与することを目的とする。

福岡県告示第227号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年1月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ケアリフォームシステム研究会

(2) 代表者の氏名

武藤 俊之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区老司2丁目1番19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい児・障がい者・高齢者とその家族の立場を第一に考え、本人の自立（自律）支援と介護者の負担を軽減するため、福祉器具の活用や住環境の整備等によるケアリフォームシステムの普及活動を行い、保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第228号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年2月20日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代3月号	雑誌15277-03	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話ドキュメント3月号	雑誌05267-3	株式会社竹書房	